

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

1 日時

令和4年7月1日（金曜日）

午前10時0分開会、午後2時17分散会

（うち休憩 午前11時56分～午後1時0分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

佐藤ケイ子委員長、武田哲副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、岩崎友一委員、神崎浩之委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

阿部担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、伊藤併任書記、千葉併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 商工労働観光部

岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、
阿部参事兼経営支援課総括課長、三河定住推進・雇用労働室長、
十良澤ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、
小野寺商工企画室企画課長、畠山産業経済交流課総括課長、
金野産業経済交流課地域産業課長、
駒木定住推進・雇用労働室特命参事兼雇用推進課長、
四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長、
千葉観光・プロモーション室プロモーション課長

(2) 県土整備部

田中県土整備部長、幸野技監兼道路担当技監、加藤技監兼河川港湾担当技監、
小島副部長兼県土整備企画室長、上澤まちづくり担当技監、
照井技術参事兼道路建設課総括課長、川村県土整備企画室特命参事兼企画課長、
中嶋県土整備企画室特命参事兼空港管理課長、菅原建設技術振興課総括課長、
菅原道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、戸来砂防災課総括課長、
嵯峨都市計画課総括課長、小野寺下水環境課総括課長、
小野寺建築住宅課総括課長、乙部港湾課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第1条第2項第1表中

歳出 第7款 商工費

第11款 災害復旧費

イ 議案第6号 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和4年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

第2条

イ 議案第10号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中

別表第7の改正関係

ウ 議案第11号 一般国道107号大石地区仮橋(鋼管杭)製作工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第12号 一般国道107号大石地区仮橋架設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

オ 議案第13号 財産の取得に関し議決を求めることについて

カ 議案第16号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(3) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算(第3号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費、第11款災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算のうち商工労働観光部の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の3ページをお開き願います。当部関係の歳出予算補正は、7款商工費

の 25 億 640 万 5,000 円の増額と、4 ページに参りまして 11 款災害復旧費の 3 億 5,201 万 3,000 円の増額の合わせて 28 億 5,841 万 8,000 円の増額補正でありまして、コロナ禍における物価高騰等への対策並びに令和 4 年福島県沖地震被害への対応に要する経費であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の 21 ページをお開き願います。7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費の説明欄、いわて県民応援プレミアムポイント還元事業費は、県内の小売サービス業等の店舗において、商品、サービス等を QR コード決済により購入、利用した方に対して決済額の 20%分のポイントを付与し、消費を喚起しようとするものであります。

2 目中小企業振興費の物価高騰対策支援費は、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少し、物価高騰により費用が増加している中小企業者に対して、1 事業者当たり最大 20 万円の物価高騰対策支援金を支給しようとするものであります。

次の物価高騰対策家賃支援費は、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少し、物価高騰により費用が増加している中小企業者に対して、1 事業者当たり最大 15 万円の家賃支援金を支給しようとするものであります。

29 ページに飛びまして、11 款災害復旧費、3 項商工労働観光施設災害復旧費、1 目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費は、令和 4 年 3 月の福島県沖地震により被害を受けた中小企業等で構成するグループが行う施設復旧等に要する経費に対し補助しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 きこのの本会議でも質疑が交わされておりますけれども、再確認も含めてお聞きしたいと思います。

まず、いわて県民応援プレミアムポイント還元事業費でありますけれども、県内の対象事業所のところをもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○金野地域産業課長 いわて県民応援プレミアムポイント還元事業の対象となる店舗、登録店についてであります。基本的には県内のスーパーやドラッグストアを初めとする小売業、タクシー等の運輸業、クリーニング、理容、美容などの生活関連サービス業など幅広い店舗を対象にしているものであります。

○軽石義則委員 幅広いとなると、たしか説明を聞いたときにコンビニエンスストアは対象外となっているのですけれども、そういうところが本当は利用率が高くて便利なのではないかと思うのですけれども、県内の事業者ではないということで除いたのでしょうか。

○金野地域産業課長 事業者の考え方でありまして、今回は県内、県外という分け方はしておりません。今軽石義則委員から御指摘がありましたコンビニエンスストアに

関しましては、実はコンビニエンスストアを含めるとポイントの消費が物すごく激しくなるということで、全体の予算の規模等々も勘案しまして、コンビニエンスストアは除外するというようにしたところであります。

○**軽石義則委員** 消費者も事業者も何か腑に落ちないというか、不公平感を感じる気もしないでもないですけども、その点はどうなのでしょう。

○**金野地域産業課長** 軽石義則委員御指摘のとおり、コンビニエンスストアに関しましては、県外大手というものではなく、実際に個々の店舗は地元の方が経営していらっしゃるという意味では支援の対象として利用できるようにできればよかったですと思いますけれども、やはり全体のバランスとしてできるだけ県内の多くの店舗で御利用いただきたいということで、ポイントの消費に関しても一つの分野に偏らないよう進めていきたいと考えているところであります。

○**軽石義則委員** 消費者も事業者も今の説明を聞いてそうですかとなかなか得ないのではないかと私は感じるのです。キャッシュレスで決済できるお店であればそのまま使えるかもしれないけれども、新たに導入しなければならない店もあるのではないかとと思うのですが、そこはどうでしょうか。

○**金野地域産業課長** QRコード決済の導入に当たりましては、店舗側にとりましても、例えば売り上げに応じた手数料が発生することで手元の現金が少なくなる、そもそも導入に手間がかかるなどのデメリットもあるかと思えますけれども、一方で新規の顧客が開拓できることや売り上げの増加も期待できる、それから現場レベルの話になるかもしれませんが、レジでの釣銭の用意や売り上げがデータとして直接取れるということで管理面のメリットもありますので、これはそれぞれ店舗ごとのケース・バイ・ケースかと思われましても、QRコード決済を含めてキャッシュレス決済に関しては年々拡大している状況でありますので、今後の伸びというところも含めまして、事業者側に働きかけをしていきたいと考えています。

○**軽石義則委員** きょうもたしか現金やキャッシュレス、QRコード決済の利用率について岩渕商工労働観光部長から説明されておりますけれども、改めて確認ですが、岩手県内でQRコード決済の利用者の割合はどのくらいと押さえた上でこの補正予算案を算出されているのでしょうか。

○**金野地域産業課長** 大変恐れ入ります。実は統計的な数字といたしましては、全国の調査の数字しかありませんで、昨日も答弁させていただきましたけれども、キャッシュレス決済全体の比率は金額ベースで34.5%、そのうちQRコード決済は1.8%となっております。今申し上げましたのが経済産業省の調査の数字になりますが、一方で民間レベルでもさまざまな調査がありまして、その中の一例を申し上げますと、利用回数、利用頻度、どの決済手段が一番使っているかという質問に対する答えは、現金決済が39%に対してキャッシュレス決済が61%、そのうちQRコード決済が25%といった調査結果であります。これに関しましては、先ほど申し上げました経済産業省の調査は実は家計の支出全体

を捉えたものになります。ですので、例えば、住宅ローンなどの銀行口座から引き去りされるようなものが現金に区分けされていて、どちらかというと現金の比率が高く出る内容になっております。一方先ほど申しあげました民間の調査は、スーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストアなどいわゆる日常的な使用頻度を捉えたもので、そういった中ではキャッシュレス決済が高い割合が出ております。

本県の利用者数でありますけれども……。

○佐藤ケイ子委員長 もう少し大きい声でお願いします。

○金野地域産業課長 本県の利用者数でありますけれども、インターネット等のさまざまな情報から試算いたしまして、本県では約 50 万人程度と見込んでいるところであります。

○軽石義則委員 50 万人程度というのはかなりの人数かもしれませんが、都市部という言い方が正しいかどうかは別にして、多分店舗数の多いところやそういう設備をされているところの利用率は高いと思いますが、店舗数の少ないところやキャッシュレス決済があまり活用されていない地域においては、利用したくてもできないのではないかと思います。その部分はどのように考えますか。

○金野地域産業課長 今回のいわて県民応援プレミアムポイント還元事業の実施に当たりますには、例えばスマートフォンの利用に慣れていない高齢者向けに専用のコールセンターを開設するなど、キャッシュレス決済に慣れていない方向けのサポート体制も考えております。それから、高齢者向けの支援の一環といたしまして、情報政策担当部局と連携した上で、市町村の協力もいただきながら、デジタルリテラシー向上のためのスマートフォン操作相談会の開催等を通しまして、この事業の利用促進につなげていきたいと考えております。

○軽石義則委員 期間は1カ月ということで、利用方法をわかってもらう間に終わってしまうのではないかと気もしますけれども、次につながるような事業であればプラスになっていくのではないかと思いますし、消費者も事業者もよく理解できるような宣伝も必要だと思っておりますけれども、11 億円の予算案で1億円が事務費なのですけれども、この割合は妥当なのでしょうか。

○金野地域産業課長 いわて県民応援プレミアムポイント還元事業費全体が 11 億円で、そのうち各種説明会や先ほど申しあげましたコールセンターの設置、キャンペーンの広報等の事務局経費といたしまして1億円を計上しているところでありますが、先行している他県等の状況等を踏まえますと、事業費全体の1割くらいに収まっているところでありますので、これで進めたいと考えています。

○軽石義則委員 ぜひ効果的に活用していただくように進めていただければと思います。

物価高騰対策についても昨日質疑が交わされておりますけれども、たしか県内で約 7,000 社を見込むという答弁だった気がしますが、対象事業者、中小企業者という部分をもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 物価高騰対策の対象事業者につきましては、これまで県の支援金の事業では業種の制限を設けておりましたが、物価高騰についてはどの業種もあまねく影響を受けているということでもありますので、基本的には中小企業者のさまざまな業種の方という区分をしております。経済センサス等が出てくる農林漁業者の方は除外されるのですけれども、サービス業ですとか、支援金に含まなかった建設業、製造業の方も含めたいいわゆる中小企業者の方となっております。

○軽石義則委員 幅が広がったということであれば非常に助かると思いますし、中小企業者の中には運輸、輸送関係も入ってくると思うのですけれども、既にバス、タクシー、トラックは別な対策も取られていますが、重複するということもあるのですか。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 軽石義則委員御指摘のとおり、運輸業の方も今回の対象になりますけれども、先般の補正予算で措置しましたのは、あくまで燃料費部分に着目しての支援金でありました。さまざまな仕入品も価格高騰しておりますので、今回はそちらの上がった分について要件に合致すればということで、いわゆる経費の中で前回は燃料費、今回はそれ以外のところも含めた物価高騰対策という形で、結論としては要件に合致すれば両方対象になると考えております。

○軽石義則委員 それでは運送事業者はいわゆる燃料代は別で、それ以外の分は対象にするということですか。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 少し説明が足りませんでした。今回の物価高騰、さまざまな仕入品、あるいは外部から調達する分でありますので、運送業者の方ですと燃料代もかかると思いますので、その経費の積算の中で当該企業に五つの品目を選んでいただきまして、それを前回と比べて 10%以上上がっているものになりますので、例えばその中で燃料費を入れていただいてもいいですし、オイルやタイヤなどさまざまな上がっているものを選んでいただければ対象といたしますので、そこは事業者の方の選択としたいと思っております。

○軽石義則委員 5品目であれば対象になるということですか。

家賃の補助も含めて非常に助かるということも聞いております。ただ家賃で言えば払えない人たちがかなりふえてきていまして、払わなければ補助をもらえないのです。そういう意味では、結局運転資金が回らなくて家賃を払えずにいる方々への支援も必要ではないかと思うのですが、その部分についてはどうお考えでしょうか。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 家賃の支払いにお困りの事業者の方は、恐らくさまざまな困難に直面しているのだらうと思います。1号補正予算で措置していただきました中小企業の事業継続のための金融相談窓口は4月15日に開設いたしまして、今さまざまな御相談をいただいております。その中で、資金繰り、あるいは家賃の支払いにお困りだということであれば、恐らく手元資金もかなり減っていると思いますので、必要であれば返済の猶予、あるいはやりくりをして家賃をお支払いできるような資金繰りの改善というところをまず御支援しながら一旦お支払いいただいて、この支援金を使っていただくとい

う形で、まずは相談窓口に駆け込んでいただければと思っておりますが、いずれこのような制度を使っても、軽石義則委員がおっしゃったとおり、払わなければ対象になりませんので、まず払えるようにするというあたりもあわせて幅広い御支援をしてみたいと考えています。

○**軽石義則委員** 最後にしますけれども、多分予算が決まっているので申し込み順になっていて、予算がなくなったときに支援を受けられるかどうかの瀬戸際になってくる人たちもいるのではないかと思うのですけれども、そういう場合はやはり予算ですので打ち切りになるものなのか、救いの手があるのか、どうなのでしょう。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** 現時点では確定的なことは申し上げにくいところありますが、軽石義則委員御指摘のとおり、まずは申し込んでいただいた順から執行ということで、その金額を見ながらということにはなりますけれども、先日国の物価・賃金・生活総合対策本部で今回の財源になっておりますデジタル田園都市国家構想推進交付金の増額についても検討していくというようなコメントも拝見いたしましたので、まずは国に対して引き続き要望し、その財源の確保の状況を見きわめながら、執行管理をしてみたいと思っております。

○**神崎浩之委員** 二つ質問いたします。一つは、いわて県民応援プレミアムポイント還元事業の件と、もう一つは令和4年福島県沖地震の対応についてということで、少し遅きに失しておりますけれども、県のこの二つの対応に私は感謝したいと思っております。

前回、いわて旅応援プロジェクトのクーポン券は使い道が限定されているということで、ペイペイ等のポイント還元事業であれば、うちの近所では葬儀屋や大工さんなど幅広く使えるという話もさせていただいたのですけれども、対象がどのくらいということもありますが幅が広がったということでよかったですと思います。それから、きのうのやり取りを聞いていても、目的が消費喚起と事業者支援という両方を考えた制度ということでよかったですと思いました。

問題なのは、いつから始まるのかという問い合わせがすごくあって、今の進捗状況を少し詳しく説明してほしいのです。今どういう状況でいつごろからスタートできるのか。それから、1カ月で終わるといううわさもあるのですけれども、鳴り物入りで登場しても1カ月で終わるのならという声も県民から逆に出てくるのではないかと思うのですが、その根拠の数字があればお伺いしたいと思います。

○**金野地域産業課長** 事業の開始時期についてであります。今の進捗を申し上げますと、現在事務局となる事業者を公募により決定するという段取りで進めておりますが、その事業者が決定した上でその後参加店への周知や広報のための準備期間などが必要とされ、おおむね2カ月から3カ月程度かかると見ておりますが、なるべく早く実施したいと考えております。時期につきましては、この事務局となる事業者と協議し、準備を進めながらということになりますが、可能な限り早く、10月の早い段階ではスタートできるように、それも前倒ししてできるだけ9月からスタートできるように事業者と調整をしてみたい

と考えております。

それから、事業期間であります、先行する他県等の状況等も評価した上で、これくらいの予算規模だと大体これくらいに落ち着くかというところで、これも現在公募を進めております事業者からどのような形でいわて県民応援プレミアムポイント還元事業に関して提案が上がってくるかというところによりますけれども、おおむね他県の様子を見るとそれくらいの期間かと考えております。

それから、この1カ月というのは、あくまでもポイント還元の原資である10億円をどれくらいのスピードで消費していくかというところになりますので、1カ月という期間ありきではなく、どの程度の速さでキャンペーンが浸透していくかというところにもなりますので、経済情勢、物価の状況等々も含めまして、またその時点でさまざま検討していきたいと考えております。

○神崎浩之委員 いろいろ手続があるというのはわかるのですが、結構評判がよかったのなるべく早くと思っていました。通常、例えば子供の支援金や自治体が行う商品券などは、やはり商工会議所の加盟店からということがあって出口のところも結構手間がかかったのですが、今回のポイント還元事業はQRコード決済であれば、もう事業者には売り先を確保してもらっているのです、その点では早いのではないかと考えているのですけれども、いずれ早めにスタートしていただきたいと思っておりましたのでよろしくお願いいたします。

それから、もう一つ、令和4年福島県沖地震の関係なのですが、これも非常にありがたいと思っていました。3月16日に発生して、我々自由民主党会派も予備日を利用して一関市に行ったのですけれども、やはり飲食店を含めて店によっては10年前の地震よりも被害が大きかったという話もありました。福島県、宮城県ということだったので、岩手県はどのくらい対象になるかと思っていましたし、宮城県知事がグループ補助金、グループ補助金と声高に言うておりましたので、岩手県も入れればいいなと思っていたのですが、今の時期になった経過をお聞きしたいと思うのです。直後からグループ補助金を適用してほしいという要望があったわけですが、どのような経過で国が動いてくれて今回この時期になったのかまずお聞きしたいと思います。

○阿部参事兼経営支援課総括課長 3月16日に地震が発生したわけですが、神崎浩之委員御指摘のとおり、まずは宮城県知事がグループ補助金の円滑な適用ということを国に上げていただきましたし、正確な日付けまでは今ぱっと出てこないのですけれども、国でも年度明けてすぐあたりから、グループ補助金の適用については岩手県も含めてできるものだという方向性は早々に固まっていたと記憶しております。

それで、例えばその財源をどうするか、現状の東日本大震災津波のグループ補助金の枠を使いながらということを決めたりですとか、先ほど東日本大震災津波のときよりも大きな被害があったというお話もありましたけれども、東日本大震災津波で被害を受けた方が今回被災した場合には補助率をさらに10分の10まで上げるという特定被災事業者という

制度もできたりですとか、その辺りの制度設計をしつつ、国でまず予算を決める、そしてそれを受けて県でも要綱、要領などをつくりながら、かつ予算についても令和4年6月補正予算で計上するという流れに沿って進めさせていただいたところでもあります。宮城県、福島県が先行した面はありますけれども、岩手県においてもそれに若干後追いする形で進めているという現状と理解しております。

○**神崎浩之委員** 外れるのではないかとあって、非常に冷や冷やしていたのですが、この時期になると、それからやはり10年前と比べて全体としては被害が少ないということで、地元の事業者はあきらめて自分で復旧してしまったところもあるのです。そこで、私はとにかく何でもいいから写真を撮って市役所に届けておくよという話をしたのですが、罹災証明をとっていなかったという方に対する対応と、それから商売をしているから待ってられず何も手続等をしないで天井や壁などの復旧をしてしまったという場合の対応というのはどうなのでしょう。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** これまでのグループ補助金におきましても、いわゆる遡及適用ということで、まずは復旧した後に、遡って補助の対象とするという適用を行ってございましたけれども、今回も遡及適用をするという形で進めたいと思っておりましたので、神崎浩之委員から御指摘の状況につきましても、やはり関係書類が残っていないと我々も確認できない場合がありますけれども、きちんと証拠書類が整っていれば対応してまいりたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 一回経験すれば備えると思うのですがけれども、地震保険も事業者は入れないのであきらめてしまうということもあるのですが、新幹線がとまるような地震が去年の2月にもありましたし、こういうことが普及すると各事業者でももしかしたら何かいいことがあるかもしれないという構えにもなるので、ぜひアピールしていただきたいということがあります。

それから、グループの考え方なのですが、関連する流れのグループの組み方でいいのか、何者かは申請しないけれどもグループに入っていればその1者だけでも助かるという話も聞いているのですが、その辺りのグループの考え方、申請の考え方について、それから補助率がいろいろと変わっておりますが、4分の3かとは思っているのですが、10分の10やそれ以下もあるのか、その辺についてお伺いします。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** グループ補助金のグループの作り方、グループの考え方のお尋ねがありました。さまざまな考え方があります。まず一つは、いわゆる商店街型のように、ある一定の区域の中で同様の業種を営んでいる方々のグループもありますし、あるいは沿岸部ですと水産加工業のグループということで地域は違えども同じ業種で束ねるというのがあります。あるいは全く異業種なのですが、例えば地域の高齢化対策のために運輸業、小売業、葬祭業の方が集まってグループをつくって、いろいろなサービスを提供するという事例も全国であったと記憶しております。そこはさまざまなパターンがありますので、今のところはまるっきり新しいグループをつくる場合もありますし、これ

までのグループ補助金でつくっていたグループに加入をするというパターンもありますので、その辺りにつきましては市町村あるいは商工団体とも連携しながら、グループづくりというところも御相談にはのってまいりたいと考えております。

また、補助率であります。グループ補助金の基本は、中小企業者に対しては4分の3の補助であります。それ以外のいわゆる中堅企業、大企業と呼ばれる事業者については2分の1、そして先ほどの答弁と重なりますけれども、東日本大震災津波でも被災して今回また被災したという特定被災事業者は、幾つか細かい条件はありますが、10分の10を補助するというので、今三つの補助率があります。

○**神崎浩之委員** 今回は県南地域のほうだったのですけれども、県内いろいろ地震がありますので、今後のためにも事業者はあきらめないで、何かいいことがあるかもしれないよということで、ぜひとも周知をしていただきたいのですが、どのように周知していくのか。例えば市町村の窓口にはポスターを貼ったり、商工会議所にチラシを置くとかそういうことではなくて、もう少し県全体でもこういう支援制度があるということで頭に入れておいてくださいといった啓発も含めてやっていただきたいと思うのです。どんどん、どんどんアピールして救ってあげたいというのが一つなのですが、全額県費の一般財源であればなかなか腰も重いかもしれませんけれども国の負担はあるのか。広報も含めてお伺いします。

○**阿部参事兼経営支援課総括課長** 神崎浩之委員御指摘のとおり、災害多発であります。今回は地震でありましたけれども、これから出水期になりますので、洪水の被害等もあるかと思えます。さまざまな自然災害への対策ということにつきまして、今回令和4年度の当課の新規事業で事業継続力のための計画づくり、そしてその計画に基づく、例えば発電機の購入などに対して補助する制度をつくりまして、今さまざま周知しております。それは、事業継続のための計画をつくる、国から認定を受けるという制度でありますので、その中でまずは事業を継続するための取り組みとして、不幸にもそういった自然災害の被害を受けた場合には、過去にこういうグループ補助金というものがあったということもあわせてPRできれば、神崎浩之委員からアドバイスいただいたように、災害時に例えばまず写真を撮るなど現状の記録といったものも含めて、こういったものが過去必要になっているということもあわせてPRをすれば、まず事前の備え、そして不幸にも被災した後の対応ということでワンセットで御紹介できればより事業者の方は心強いだらうというアドバイスをいただきましたので、なるべく検討してまいりたいと考えております。

また、2点目の県の負担分については、地方交付税措置もされていると記憶しておりますけれども、全額かどうかというのは今ぱっと出てきませんが、国でも相応の措置をいただいていると認識しております。

○**神崎浩之委員** 岩渕商工労働観光部長、この2件は県の動きが非常に前進したと私は思っておりますので、感謝をしながら、今後ともどうぞ県民に寄り添って対応していただきたいと思えます。

○木村幸弘委員 私からは、いわて県民応援プレミアムポイント還元事業費について素朴な疑問ですが、質問させてください。

今回のポイント還元事業は、私も消費喚起をする意味では大変期待される事業だと思っています。これまでも県内の各自治体が独自のポイント還元事業をコロナ禍で実施されておりますけれども、今回県が実施する部分で、例えば他の自治体が独自に取り組んでいる実施期間とタイミングをどのように考えられているのか、あるいは重なって行われる場合もあるのか。その場合には、例えばきょうはAのラーメン屋で県のポイント還元でした、あすは市のポイント還元でお願いしますと、これを消費者が選択する形で還元の決済をするのかなど少し細かい点ですけれどもお伺いしたいと思います。

それから、もう一つ言わせてもらおうと、県内の自治体で非常にタイミングよく上手に時期をずらしていると思ったのは、花巻市と北上市の例です。花巻市が終わると、その翌日から北上市が始まるのです。そうすると、この地域の消費者は今月は花巻市に行こうということみんな行くのです。北上市民が花巻市に行きます。花巻市が終わると、あすからは北上市が始まるということで、今度は北上市に買い物に行くのです。そういう形で、非常に消費者も賢く動くのです。そういう意味も含めて消費喚起にはつながっているのだと思いますけれども、そういったタイミングなど県の場合にはどのように図るのかと思ったものですから、もし考え方があればお示しください。

○金野地域産業課長 市町村が実施されている事業……。

○佐藤ケイ子委員長 執行部に申し上げます。答弁は大きな声でお願いします。

○金野地域産業課長 失礼しました。市町村が実施している消費喚起等の事業との関係についてであります。この物価高騰で景気が悪いということで、県として県内全域でポイント還元事業を実施するところでありまして、このQRコード決済を使ったポイント還元事業につきましては、そもそもシステム上重複できない仕組みになっておりまして、それを念頭に、県が実施するポイント還元事業の企画、検討の段階から全ての市町村と意見交換等をして、重ならないように調整して進めてきております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**駒木定住推進・雇用労働室特命参事兼雇用推進課長** 議案第6号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の33ページをお開き願います。

なお、便宜、お手元に配付しております議案第6号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。条例の有効期限を令和9年3月31日まで1年延期しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。点線箱囲みの部分となります。①、この基金は緊急雇用創出事業に要する経費の財源として使用するものでありまして、②、当該基金を財源として実施しております事業復興型雇用確保事業の実施期間は、これまで令和7年3月31日までとされていたところ、国の令和4年度当初予算におきまして令和8年3月31日まで延長されたことに伴い、精算期間を含め令和8年3月31日としていた条例の有効期限を令和9年3月31日に延期しようとするものであります。

次に、3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

最後に、4の参考であります。事業実施期間と条例の有効期限をイメージしていただくための図となります。この事業復興型雇用確保事業は、一定の要件を満たした求職者を沿岸被災地の事業者が雇用した際に、その雇入れ費を任用した日から最大3年間助成するものであります。

実施期間が延長されたことによりまして、本年度に任用した方の雇入れ費が対象となるものでありまして、例えば一番上の例でいきますと、令和4年4月1日に任用した場合には、令和7年3月31日までが助成対象となりまして、一番下の例でいきますと、令和5年2月1日に任用した場合の助成対象期間は令和8年1月31日までとなります。このように、任用時期により最大で令和7年度までが事業実施期間となるものでありまして、それに合わせて基金の精算期間を含め、これまで令和7年度末の令和8年3月31日としていた条例の有効期限を1年延期し、令和9年3月31日にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**佐藤ケイ子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 それでは、2点お伺いします。

1点目は、いわて旅応援プロジェクトの利用状況についてお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症は県内でも大分落ち着いてきたといえますか、旅行者も大分ふえてきている状況にありますけれども、現状どのようになっているかまずはお聞きしたいと思います。

○千葉プロモーション課長 いわて旅応援プロジェクトの利用状況でありますけれども、令和3年4月16日から8月14日宿泊分までの第1弾につきましては県民を対象に実施しておりまして、延べ45万人、約25億円の利用があったところであります。それから、令和3年10月1日から令和4年7月14日宿泊分までの第2弾につきましては、12月から対象者を隣県拡大しまして、4月からは北海道、東北地方に拡大して実施しているところであります。今現在4月までの利用状況になりますけれども、約58万人、約35億円の利用があったところであります。

○軽石義則委員 順調にといえますか、計画されているとおりに進んでいるのかどうかということもあるのですけれども、宿泊施設、旅行会社それぞれこれによって大分助かっているのではないかと思います。そういう事業者からどのような声が来ているのかお聞きしたいと思います。

○千葉プロモーション課長 事業者の意見につきましては、例えば旅行会社におきましては旅行商品の計画から販売、催行までおおむね3カ月程度は期間が必要となっております。3月以降のいわて旅応援プロジェクトにつきましては1カ月ごとの短期間の延長が続いているということで、なかなか長期販売などが難しいという声も伺っているところであります。この点につきましては、県としましても一定期間安定した観光需要喚起策の推進につきまして、引き続き国に要望しているところであります。

それから、宿泊施設におきましては、一般質問でもありましたけれども、例えばチェックインの対応の仕方でありまして、システムの導入といった要望もいただいているところであります。そちらにつきましては引き続き関係団体からもさまざまな意見をいただきながら改善できることは改善して、引き続き利用者と利用させる側、双方にとって利用しやすいよう整備をしていきたいと思っております。

○軽石義則委員 利用者、事業者からいろいろな声をお聞きしているということでありまして。隣県への拡大もされて今進めているわけですけれども、いわゆる県内の利用者だけ

の比率や、例えば隣県、北海道など岩手県民以外の方が岩手県に来てどのくらいこれを利用されているかというのがある程度わかるのであれば示していただきたい。これから県外からのリピーターがどんどん入ってくるようにするには、ある程度その割合を把握した上で次の対策に生かしていくことも大事ではないかという思いでお聞きするのですけれども、どうでしょうか。

○千葉プロモーション課長 いわて旅応援プロジェクトにつきましては、先ほど答弁したとおり、4月から東北6県を対象を拡大して実施しているところでありますけれども、精算状況は4月の前半部分までとなっておりますので、利用者の詳細な分析はこれからなるのですけれども、聞き取りでは、傾向としては県内の利用者が最も多くて、それから宮城県、秋田県、青森県といった隣県の利用が多いと聞いているところであります。

今後につきましては、このいわて旅応援プロジェクトの利用状況も必要なデータになりますので、今後、岩手県観光協会におきましても従来の観光統計に加えまして、今回のいわて旅応援プロジェクトの最新データの分析も進めて、今後の誘客促進につなげていきたいと考えております。

○軽石義則委員 まだ集計の途中ということですので、そういう意味では業界とも連携をとって、次の策に十分生かせるようにしていただければと思います。

あと、施設によって利用率が低かったり、なかなか利用されない、しづらいというか、地域ごとの課題もあると思うのですが、いわゆる内陸部と沿岸部の利用率については把握されているのでしょうか。

○千葉プロモーション課長 詳細な分析はこれからになりますけれども、おおむねの傾向としては、内陸部につきましては花巻市、盛岡市、八幡平市といった地域、沿岸部ですと宮古市、大船渡市、釜石市といった地域の利用が多い傾向でありまして、おおむね地域ごとの宿泊収容人数の割合と同程度ではないかと承知しております。

○軽石義則委員 宿泊施設ごとに予算もある程度枠を持ってやってもらっているのですが、ある程度そのようにバランスも取れるようになっているのかと思うのですけれども、さらに分析していただいて、やはり県内全体で有効に活用できるようなものにしていただくことが大事だという思いでお聞きしましたので、引き続きよろしくお願ひします。

2点目としては、いわての食応援プロジェクトについてお伺ひします。これもかなり好評で、いろいろやっていただいてありがたいという声もお聞きしているのですけれども、現状どのようになっているのでしょうか。

○畠山産業経済交流課総括課長 いわて飲食店応援事業費についてであります。現状と課題につきましては、参加飲食店数は6月24日現在で2,085店、そして食事券は第1期、いわゆる現在販売している春夏分であります。発行20万冊のうち、最新の数値で既に約95%に当たります19万冊強が販売されており、ほどなくの完売を見込んでおります。

また、精算の請求のあった飲食店に対しまして、7月上旬までに発行額の19%に当たります約1億9,000万円余を精算する予定となっております。

今後の課題といたしましては、販売した食事券に使い残しが生じないように、この春夏分の第1期の利用期限であります8月末に向けて利用者への利用促進の周知を図っていききたいと考えております。

○**軽石義則委員** 大分順調に進んでいるということでありますけれども、店舗で利用してもらうのはいいけれども、現金が早く手元に届くようにしてほしいという声もあるのですが、利用してから大体どのくらいで現金化されているのでしょうか。

○**畠山産業経済交流課総括課長** チケットの精算のタイミング、頻度についてのお尋ねであります。今回のいわての食応援プロジェクトにおいては、昨年度の反省点も踏まえて、昨年は月1回の受理で40日以内の支払いであったところを、利用店舗から改善の御要望や御意見を頂戴しまして、今年度は月2回、遅くとも翌月払いとしております。

○**軽石義則委員** 月2回、翌月までにはということで、努力してそのくらいの速さということなのでしょうけれども、今資金を回すのも大変だという声もありますので、さらに早くできるのであれば対応していただきたいと思います。そういう業界の声もいろいろお聞きしていると思いますけれども、現金化以外にも業界から要望、陳情等があるのであればお示し願いたいと思います。

○**畠山産業経済交流課総括課長** 業界団体からの要望についてであります。直接私どもへ正式な要望という形ではまだ頂戴してはおりませんが、環境生活部等を通じまして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定されております接待飲食等営業等の対象店舗、いわゆるスナック等の店舗についてもこのいわての食応援プロジェクトの適用をといた声があると聞いております。

○**軽石義則委員** 新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況の中では、なかなかそういうお店に行きづらかった状況もあると思いますし、利用もかなり下がっていて経営もかなり厳しいという実態を私もお聞きしているわけですが、なぜスナック関係といえますか風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号の対象になるような店舗はそのチケットを利用できないのかお示し願います。

○**畠山産業経済交流課総括課長** 制度設計につきましては、スタート時点で国が実施しておりましたG o T o イートキャンペーンの対象店舗の基準に準じたものであります。そのため、今現在は都道府県がそれぞれ実施している形になっておりますが、仮に今後国の直接のキャンペーンであるG o T o イートキャンペーンが再開した場合に、例えばいわゆる接待飲食等営業等の店を県で追加したが国では初期の基準が変わらずそういったお店は対象外とするといった異なる基準、いわゆるダブルスタンダードが発生しないように、国のG o T o イートキャンペーンの再開などの推移を見きわめなければならないという判断からであります。

○**軽石義則委員** 新型コロナウイルス感染症の感染状況も大分変化してきておりますし、ワクチン接種等を含めて大分新しい生活様式も定着されてきている状況の中で、それをなりわいに行っている皆さんも非常に厳しい中で一生懸命努力していて、いわて飲食店安心認

証制度も適用されているにもかかわらず、チケットが利用できないということは、不公平、不平等ではないかという声は私のところにも来ております。聞くところによりますと、福島県では条例によってそのお店も対象にしているという話も聞いているのですが、先ほども国の決まり以外にも、全国的にもそれぞれ独自判断でやっているところもあると説明がありました。具体的にどうなのですか、実際そういう状況はどう把握されているのですか。

○畠山産業経済交流課総括課長 他県の取り組みについてのお尋ねであります。例えば東北6県に関して申し上げます、やはり各県の判断が分かれているところであります。同様のキャンペーンをどこの県もやっているのですけれども、岩手県と同様に、先ほど申し上げた接待飲食等営業等の店舗を対象外としているのが岩手県、宮城県、それから山形県はそもそも同様の事業というのは本年度は実施しておりません。反対に、事業の内容は完全に同じではありませんけれども、対象店舗を拡大しているところが青森県、秋田県、福島県で、そういった店舗も対象としているという状況を承知しております。

○軽石義則委員 そういう意味では、これからお客様に岩手県に来てもらいたいと、岩手県に来て楽しみたいと旅行をするお客さんもふえてくるとすれば、そういうところもやはり対象にして支援していく必要はあるのではないかと考えるのですが、国の決まりだから変えられないのだと言われればもうそれで終わりなのですから、当然国に対しても、既に適用している県もあるとすれば岩手県でもやってもいいのではないかということもあると思うのですが、その部分はどう考えていますか。

○畠山産業経済交流課総括課長 今後の対象店舗の拡大についてのお尋ねであります。やはり先ほど申し上げた国と県の基準のダブルスタンダードが発生しないかという点、仮に県で対象店舗を拡大した場合に、まだ新型コロナウイルス感染症の感染拡大が完全に収束したという状況ではないことは御承知のとおりであります。今の状況で広く県民全般の御理解あるいは御賛同を得られるのか否かといった点も勘案した上で慎重に検討を行っていくべき課題だと考えております。

○軽石義則委員 当然慎重に検討していただかなければならないと思いますし、県民の理解もいただかなければならないことだと思います。ただ、岩手県独自の岩手緊急事態宣言の解除の時期も大分ずれ込んで、飲食店から、岩手緊急事態宣言があるがために健康は守られているかもしれないけれども、店舗がなかなか厳しくなっているという声もあって、それぞれの厳しい判断の中でこの岩手緊急事態宣言も解除したのではないかと思うのですが、やはり岩手県もそろそろそのような店舗もこのチケットの利用もできるように拡大していくことによって事業者の支援にかなり結びつくものと思うのですが、岩渕商工労働観光部長どうでしょうか。

○岩渕商工労働観光部長 畠山産業経済交流課総括課長が答弁しておりますけれども、本県のいわて旅応援プロジェクト、いわての食応援プロジェクトは、県民が応援するという気持ちを持ってこのようなプロジェクト名をつけておりますし、やはり困っている事業者はどんどん助けていきたい、支援をしていきたいのですけれども、応援していく上では、

県民の応援する気持ちというものをうまく合わせていきたいというのが大きな一つの思いであります。

そうした中で、やはりまだ感染拡大に対して慎重な面がありますので、他県等の広がりなどの中で県内の状況もそういう応援をしたいという事業者が広がりを見せてくるような状況を見きわめながら判断してまいりたいと思います。

○軽石義則委員 苦しい答弁であるのはよくわかるのですが、職場、現場の声が、そういう意味では県民の皆さんも応援して、そういう安らぐ場所も必要だということはみんな思っていることだと思いますので、ぜひそのことも一緒に伝えてもらうようお願いして終わります。

○神崎浩之委員 簡単に三つ質問いたしますが、まず最初にいわて旅応援プロジェクトですが、日帰りツアーの活用状況はどうなっているのか。県民割だと、個人でホテルに予約して自分の車で行って泊まるとホテルしかメリットがないのですが、日帰りツアーだと旅行会社を利用したり、バスやタクシーで日帰りを組むということであれば交通事業者も絡むことができるので、例えば 3,000 円の会費で、2,000 円でおいしいものを食べて、1,000 円でツアーできるといった感じで、老人クラブや会社の研修会などに日帰りツアーのモデル商品のようなものもどんどん、どんどん売り込んで提案していけばいいのではないかと思います。その辺りの状況についてはどうなっていますか。

○千葉プロモーション課長 日帰りツアーの利用状況でありますけれども、県によっては日帰り旅行を県民割の対象外としているところもあるのですが、本県の場合につきましては利用者それから旅行会社の支援という観点から、日帰り旅行についても支援の対象としております。

第1弾の状況ですけれども、旅行会社販売の旅行利用延べ5万2,960人の実績のうち、日帰り旅行は26%で1万3,773人の利用がありましたし、第2弾は、4月分までの状況ですけれども、旅行会社販売分の旅行利用延べ2万8,413人のうち日帰り旅行は36%、1万350人の利用があったところであります。

○神崎浩之委員 日帰り旅行は地元のバス、タクシーなどいろいろなところに今後も波及してくると思いますので、ぜひいろいろ提案していただきたい。

それから、本会議で高橋但馬議員が言っていましたが、今後国のGo To Travelが始まってくるときに、いわて旅応援プロジェクトとGo To Travelをもう少し具体的に整理してほしいのですけれども、どのような日程で進むのかということと、それに伴う不具合が何かあるのかどうか、その辺もう一度説明してほしいと思います。

○千葉プロモーション課長 県からも国に何度も何度も今後のスケジュールを聞いているところなのですが、観光庁では6月中の感染状況を見きわめた上で、感染状況が改善できれば7月前半からは全国の支援を実施するといったところまでしか情報が出てなくて、まだ引き続き国の方針を確認しつつ、準備に向けて検討を進めていきたいと考えております。

○**神崎浩之委員** 始まると、例えばポスターやサービスの内容が違って来るなど何か不具合や不都合はあるのですか。

○**千葉プロモーション課長** 今度の新しい全国の支援になりますと、補助の条件が変わってきますので、交通つき商品だと上限8,000円、交通がつかないと5,000円となります。ただ、詳細のスキームについて国の情報がまだ全然出てこなくて、こちらも事業者も大変心配しているところでありまして、いずれも必ず制度がわかり次第早急に情報共有して、制度が始まればできる限り早急に進めたいと考えております。

○**神崎浩之委員** わかりました。混乱が予想されますけれども、しょうがないのだね。頑張りましょう。

二つ目はインバウンド観光です。コロナ禍前は、いずれ日本の人口も減ってくるし、被災した三陸地域も含めてやはりインバウンドだという声だったのですが、現在インバウンドは入ってきていないかと思えますけれどもきているのかどうかと、岩手県ではいつごろからインバウンド観光は始まっていくのか。また、それに対する各受入事業者の対応はどのようなのか。国全体とすれば、特に医療機関からもし新型コロナウイルス感染症に感染したらどうするのだということ、例えばインバウンドの方については民間の医療保険に入ってから来てくださいといった働きかけもあるようなのですが、今後のインバウンド観光の再開に向けて、時期や事業者の反応、新型コロナウイルス感染症への感染の心配などそういうことがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○**高橋観光・プロモーション室長** インバウンドの現状ですけれども、まず国においては水際対策、水際措置の段階的な緩和ということで、1万人から2万人に引き上げた状況でありますし、観光庁においては先日5月24日から訪日観光実証事業をやっておりまして、本県においてもアメリカから3名の旅行エージェントの受け入れを行ったということでもあります。

観光庁につきましては、この実証事業の結果を受けて、6月7日に旅行業者や宿泊事業者が留意すべき点をガイドラインとしてまとめて発表し、6月10日からは添乗員つきのパッケージツアーに限り、外国人旅行客の受け入れを再開しているところであります。県内はどうかということでもありますけれども、県内の宿泊事業者に聞いてみたところ、当初は香港のパッケージツアーを初め、幾つかの旅行会社から宿泊予約は入ってきているということでしたが、県内に入ってくるのはまだ先になりそうだというお話も昨日聞きましたので、まず予約はだんだん入ってきているのですけれどもまだこれからだと受けとめております。

再開への対応状況ですけれども、先ほどもお話ししました6月7日に観光庁で発表したガイドラインにつきましては、同日に県内の宿泊事業者、特にインバウンドを行っている事業者にもメールですぐに送りましたし、県内のインバウンド関係者に対するセミナー等でも当室の担当からも御説明して周知を図ったというところであります。

いずれにしても、国内外の感染状況、あるいは国の水際対策の動向も注視しながら、

海外の旅行エージェントの調整など誘客に向けた取り組みを展開していきたいと考えております。

そして、医療機関の心配事項ということでありましたけれども、こちらについては観光庁のガイドラインにおきまして、陽性者が発生した場合、旅行業者と添乗員が医療機関の受診対応や医療通訳の手配などをサポートするというようになっております。県としては、ツアー参加者が国内旅行中に感染が判明した場合は、通常の体制の中で受け入れるということにしたいと考えております。

また、民間医療保険のお話がありましたけれども、こちらについては外国人観光客の受け入れ対応に関するガイドラインにおきまして、ツアーの予約販売のときに旅行業者が参加者に対して民間医療保険への加入についてきちんと説明をして同意を得た上で来ていただくとなっておりますので、まずは旅行業者が責任を持ってそういったパックツアーのお客様を迎え入れて、最後まで面倒を見ていただくという形の制度をつくっておりますので、それに向けて医療保険についても加入していただくことになると考えております。

○神崎浩之委員 アクセルを踏みたいけれども、少しブレーキもということもあって非常に大変だと思いますけれども、よろしくお願ひします。最後に、外国人労働者の状況です。農業分野や製造業も含めて、大分外国人労働者に頼ってきた部分があるのですが、ぼちぼち始まっているようですけれども、今現在例えば外国人労働者の入国、帰国については通常どおり行われているのか。それから、農業は大分大変そうですけれども、副業などといって山形県や青森県などがやっていますけれども、その辺り含めて製造業の人手不足、それからこの外国人労働者の今後の再開状況についてどのように見ているのかお伺ひいたします。

○四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 外国人労働者の状況についてでありますけれども、岩手労働局が毎年まとめております外国人の雇用の状況調査によりますと、令和3年10月現在で外国人労働者は5,225名でありまして、前年同月比で見ますと182名減少しておりますが令和元年度と同程度の数となっております。在留の資格別で見ますと、技能や技術を学ぶためにいらっしやっている技能実習生が2,831名ということで、全体の約半分の52.4%を占めておりますけれども、その方が前年同月比で574名減少しているところです。一方、特定技能として専門的技術的分野というところに該当する外国人としての即戦力として認められております方々等につきましては650人で、前年同月比で見ますと141人減少している状況であります。

新型コロナウイルス感染症で入国が制限される場所でもありますけれども、管理団体などのお話や新聞報道等でも3月以降徐々に入ってきているところですが、今入ってきていらっしやる方は前に予定していた方がきているということで、今々手続した方の順番というのはもっと先になると思っております。

また、製造業と農業の関係であります。同じ調査の中で、やはり本県の場合には製造業が最も多く約半分以上を占めておりますし、農業につきましても397人ということで、

7.5%程度の方が農業の関係で来ております。製造業につきましても、前年同月比で比較しますと246人減少しており、農業につきましても前年同月比で56人減少しているということで、少なからず影響は出ていると感じております。

また、企業訪問の際に食料品製造業の分野で人手不足であるという話も承っているところです。ただ、管理団体に聞いた際には、そういう人手不足のお話もある一方で、状況の変化に伴って途中で受け入れを中止せざるを得ないですとか、ほかの受け入れ団体を探さなければならないという話もありますので、個々の事業者によるものと思います。

○神崎浩之委員 少しずつ戻ってきているということで安心していましたが、これもいろいろ感染の関係もあり、今来ている方は前に手続した方という説明ですよね。早めに手続して来ることはできないのか。外国人観光客のように入国の上限があるわけではないと思うのですけれども、来て欲しいのに早く来られない理由というのは何があるのですか。

○四戸定住推進・雇用労働室特命参事兼労働課長 詳細については承知していませんところですが、今は前に準備していて、待っている方を受け入れております。管理団体も、いらした方に対して情報や生活の仕方などさまざま説明の機会も設けなければならないと思いますので、一気に2年分を受け入れるというのはなかなか厳しいのではないかと思います。

○武田哲委員 私からは1点だけです。インボイス制度についてお伺いします。

これについて一生懸命周知を図ろうということで商工会で今さまざま説明会等を開いていますが、新型コロナウイルス感染症は大分落ち着いてきたのですが、なかなか得をする感じがないので人が集まらなくて困っているという話を聞きます。そして、税務署で説明会をやるといっても、あまり行きたくないところという印象があるようで、文句を言いには行っても聞きには行きたくないと、何かいろいろな気持ちがあって足が遠のいているということです。しかし、これはもう来年からとなっていますから、この状況の中でこれが本当にどう進んでいくかわからない状況なのですから、商工会や商工会議所からは県ももう少し後押ししてほしいという声があるのですが、その点についてお伺いします。

○小野寺商工企画室企画課長 今武田哲委員からお話のありましたインボイス制度の関係ですが、中小企業者がインボイス制度に対応するかどうかというところ、制度導入後の税負担額やそれまでの取引関係が継続できるかどうかなど経営に大きな影響を及ぼす可能性もあるものだと県でも認識しております。

今お話もありましたが、来年10月1日から制度が導入されるということで、期限までに必要な手続を進めていくことが必要になるというような中、基本的には中小企業において自社がどのように対応するかという判断が必要になってきます。したがって、まずはインボイス制度の周知を図り皆さんに知っていただくことが今一番求められている対応だろうと考えております。国税庁を初め、今お話ありましたとおり商工会、商工会議所、それから中小企業団体中央会などでも説明会やセミナーなどを行っているところであります。

なかなか対応や手続等が進んでいない状況にあるとも考えておりますので、今お話のあ

りましたとおり、県としても大もとである国税庁などともきちんと情報共有を図りながら、そしてまずは中小企業者の方にその制度を知っていただくようその周知を図るための取り組みを商工会、商工会議所などの商工指導団体と連携を密にして取り組んでいきたいと考えております。

先般、仙台国税局からも、県の税務当局に改めて事業者への周知依頼も参りましたので、そういったことも含めて、県でも商工指導団体と連携しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

○**武田哲委員** このインボイス制度で一番苦勞するのは一人親方といった方や個人事業主の方ではないかという話があります。実際私も税務署に行ったときに、窓口で大工さんが納税の話ではないかという話を押し問答をしているのです。今度説明会をやるので来てくださいと、いや、説明されても俺は納めたくないなどといったやり取りをしているのです。そういうことではないのですよと、お仕事をお願いされるときに、という話をしても、税務署から来たはがきはあまり開けたくない心境です。そこのところで、これは得はしないけれども、しないと損するよと、わかりやすい説明をしていかないと、税務署から来るということは納めるものだという感覚しかないのです。周知の仕方に工夫が必要ではないかと思うのです。県のホームページを見ても、宗教団体や輸出関係の話はしっかり載っていますが、個人事業主の方にこれをしないと損をするというわかりやすい説明が必要かと思うのですが、その点について今後どのようにやっていく予定なのかお示してください。

○**小野寺商工企画室企画課長** まさに今お話のありましたフリーランスや個人事業主、いわゆる免税事業者の方々はその課税事業者になるのかどうかという判断が必要になってくるところで、今課税事業者の方よりもこの制度に対する対応がいろいろ複雑になってくるといことはおっしゃるとおりです。したがって、日本商工会議所などでもある程度わかりやすいように、課税事業者、免税事業者のケース分けをした上でガイドブックなども作成して今周知を図っているところでもあります。あとは免税事業者の方が課税事業者になるのか免税事業者になるのか、やはりメリットとデメリットをきちんと御自身が理解した上で、自分がどちらの方向を選択するのかという判断もやはり必要であり重要だと思いますので、その部分についてわかりやすいものを皆様に提供しながら、どういった対応が必要なのかということもあわせてお知らせし、いずれ期限が決まっているものがありますのでそこまでにきちっと間に合うように、我々も商工指導団体等ときちんと連携しながら鋭意対応してまいりたいと考えております。

○**佐藤ケイ子委員長** これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

それでは、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第2条を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小島副部長兼県土整備企画室長** 議案第1号令和4年度岩手県一般会計補正予算（第

3号)中、県土整備部関係の予算について御説明申し上げます。

道路関係の債務負担行為1件であります。議案(その1)の5ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の変更中、河川等災害復旧事業1件については、令和4年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、国道107号西和賀町大石地区の災害復旧工事に係る詳細調査の結果、事業費及び事業期間を変更しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当商工建設委員会に付託された別表第7の改正関係を議題といたします。

当局から提案説明の説明を求めます。

○小野寺建築住宅課総括課長 議案(その2)の43ページをお開き願います。議案第10号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の県土整備部関係となる44ページから45ページを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

初めに、条例案の前提として長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定制度及び法改正の概要について御説明いたしますので、議案説明資料の2ページをごらん願います。1、長期優良住宅認定制度の概要ですが、長期優良住宅認定制度は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画を法律に基づき認定するものです。長期優良住宅とは、資料箱囲みの部分の(1)から(5)の五つの措置が講じられている住宅を指します。この認定を受けた住宅は、税の特例措置や住宅ローンの金利引き下げなどを受けることができます。

次に、2、法改正の概要ですが、法改正前の長期優良住宅の認定は、これまで資料下の図左側のように、従来の認定対象は新築または増改築を対象としており、増改築を伴わない既存住宅は認定の対象外でした。法改正に伴い、資料右側の図のように、建築行為のない既存住宅についても新たに認定対象として、維持保全計画を作成して知事の認定を受け

ることができるようになるものです。

続きまして、条例案の概要について御説明いたします。恐れ入りますが、議案説明資料の1ページをごらん願います。初めに、1、改正の趣旨ですが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請及び計画変更認定申請について、新たに手数料を徴収しようとするものです。

2、条例案の内容ですが、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅維持保全計画の認定申請及び変更認定申請について手数料を徴収することです。法律の一部改正により、長期優良住宅の新築及び増改築に関する認定に加えて、建築行為を伴わない既存住宅の維持保全に関する計画に係る認定が追加されたことから、当該認定及び変更認定の申請について手数料を徴収しようとするものです。

なお、当該認定に係る審査内容は、現行の既存住宅に対する増改築の場合の審査とほぼ同じ内容であることから、手数料は現行の増改築の場合の手数料と同額を適用するものがあります。

次に、3、施行期日ですが、この条例は令和4年10月1日から施行することとしております。

以上で岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第11号一般国道107号大石地区仮橋（鋼管杭）製作工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて及び議案第12号一般国道107号大石地区仮橋架設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○戸来砂防災害課総括課長 議案（その2）の46ページをお開き願います。議案第11号一般国道107号大石地区仮橋（鋼管杭）製作工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の3ページをごらん願います。1、工事名及び2、工事場所は、記載のとおりです。

3、工事概要は、令和3年5月に西和賀町大石地内において発生した地滑りに伴い、全面通行どめとなっている国道107号の迂回路として架設する仮橋の部材を製作する工事です。

4、設計変更の理由及びその内容は、4ページをお開き願います。当初は、早期に発注する必要があることから、既存の地形図及び地質データの活用など、発注までの間にできる調査の範囲で概略設計により発注したのですが、詳細な地形及び地質調査により支持地盤が深いことが判明し、鋼管ぐい等の仮橋部材の数量及び規格が変更となることから、製作費が増となるものであります。

3ページにお戻り願います。5、契約金額ですが、令和3年12月15日の当初契約の金額2億8,237万円に対し、今回の変更により2億5,442万3,400円、90.1%の増額となり、変更後の契約金額は5億3,679万3,400円となるものであります。6、請負者は、株式会社中央コーポレーション。7、工期は、現在の令和4年12月28日に対し、変更はありません。

次に、議案（その2）の47ページをお開き願います。議案第12号一般国道107号大石地区仮橋架設工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の5ページをごらん願います。1、工事名及び2、工事場所は、記載のとおりです。

3、工事概要は、令和3年5月に西和賀町大石地内において発生した地滑りに伴い、全面通行どめとなっている国道107号の迂回路として仮橋を架設する工事です。

4、設計変更の理由及びその内容は、6ページをお開き願います。当初は、早期発注する必要があることから、既存の地形図及び地質データの活用など発注までの間にできる調査の範囲で概略設計により発注したのですが、詳細な地形及び地質調査により支持層が深いことが判明し、鋼管ぐいのくい長及びくい径に変更が生じたことから、仮橋部材の組み立て及び打ち込みに係る施工費が増となり、また道路部についても詳細測量の結果により延長及び盛土量が増となるものであります。

5ページにお戻り願います。5、契約金額ですが、令和4年3月4日に議決をいただいた当初契約の金額10億7,569万円に対し、今回の変更により2億4,609万9,700円、22.9%の増額となり、変更後の契約金額は13億2,178万9,700円となるものであります。請負者は、株式会社小田島組・株式会社たかしん興業特定共同企業体。工期は、現在の令

和4年11月30日に対し、変更はありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 議案第11号については、詳細な調査をしてみないとわからないということではあると思っていて、あとは大体これでいいのかなという感じですね。議案第12号との関係で、ことし供用開始になるのか心配で聞くのですけれども、議案第12号の仮橋の架設工事は工期が11月30日となっていて議案第11号は12月28日となっているのですけれども、実際これから具体的に工事が進んでいって、仮橋はいつごろ供用開始になるのかお聞きしたいと思います。

○戸来砂防災課総括課長 くいの支持地盤の関係につきましては、5カ所ボーリング調査を行って詳細な調査をもとに今回変更いたしておりますので、決定の内容については大体これで固まったものと考えております。

工期の関係ですけれども、いずれことしの積雪期前の供用を目指して今取り組んでおまして、製作工事と架設工事の工程調整をしながら一体となって今現在進めております。今のところ、製作したものを順次現地に持ち込みながらくいの打ち込み工事を始めておりますので、積雪期前の供用を目指して計画どおり進められるものと考えております。

○神崎浩之委員 県の工事の中でも大変な仮設の迂回路だと思っているのですが、風の強い地域で雪も降り大型のトラックも出入りするということで、当初から心配されている想定はいろいろあるわけなのですけれども、片側交互通行でやっていくということはその方針なのか。それから24時間警備をつけるという話は当初のおりの管理運営でいくのか非常に心配しているのですけれども、その辺りは実際に進めていく上で変更点があるのか。住民の皆さんが心配している夜間のこと、雪のこと、風のこと、それから片側交互通行のことについて、現状どう対応していくのかお伺いしたいと思います。

○戸来砂防災課総括課長 まず、仮橋の通行につきましては、基本的には片側交互通行で考えております。現在冬期間の輸送など通行の安全対策につきましては検討しているところでありまして、沿線の西和賀町や北上市、警察、消防などの関係機関と調整しながら、今後具体的な内容について検討させていただきたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○佐藤ケイ子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第11号及び議案第12号の説明に対し、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 13 号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 議案（その 2）の 48 ページをお開き願います。議案第 13 号財産の取得に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の 7 ページをごらんください。1、趣旨は、化学消防自動車の取得に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

2、取得する理由は、国が定める保安上の基準に従い、いわて花巻空港に配備している 3 台の化学消防自動車のうち、老朽化が進んでいる 1 台について更新しようとするものです。

3、取得する財産の概要ですが、名称は化学消防自動車、数量は 1 台、取得予定価格は 1 億 1,990 万円、納入業者は帝國繊維株式会社、納入期限は令和 6 年 3 月 15 日であります。

予算につきましては、本年度の当初予算でお認めいただいた令和 4 年度から令和 5 年度までの債務負担行為を活用するものであります。

なお、8 ページに入札結果説明書、9 ページに入札経緯書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 ローゼンバウアー社のオーストリア製の化学消防自動車なのですけれども、日本製はあるのかどうかお伺いします。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 私どもが承知しているところでは、日本国内には株式会社モリタという消防自動車を製造している企業がありますが、今回購入しようとしている大型の化学消防自動車は製造していないと承知しております。

○木村幸弘委員 基準により 3 台の化学消防自動車を配備するということですが、資料を見ると平成 28 年と令和 2 年に配備したということで、どういうローテーションでこの配置計画は進められているのか。

それから、乗車定員が 3 名以上ということですが、3 台の化学消防自動車を有す

るということですので、現在の空港警備業務に携わる人員や体制がどのような状況でこの装備との関係で取り組みが進められているのか、その辺についても教えていただきたい。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 更新の考え方ではありますが、この化学消防自動車の構成部品のメーカーによる提供期間が最長 15 年となっておりますので、15 年を経過するものを随時更新していく形で計画的に更新しているものであります。

それから、警備体制であります。委託業者の配置人数等の資料が手元にないのですが、この 3 台を適切に運用できるということで運営しているものであります。

○木村幸弘委員 15 年更新ということはわかるのですが、タイミングとして平成 28 年と令和 2 年に配備したということで、今回議決になれば令和 6 年ですから、大体 4 年置きで 8 年の間に 3 台を更新するパターンになるわけですけれども、ローテーションの年数の置き方がなかなか大変な気がしたのです。これまでもずっとこの 15 年更新の中でこういう更新時期になっていたのか。

それから、空港警備業務体制の関係は委託事業者をお願いしているというのはそのとおりだと思いますが、もう一方では地元の花巻市消防本部との関係や連携の体制はどのようなになっているのか、その辺についてももしわかれば教えてください。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 まずは、先ほどの配備体制ですけれども、青森千代田株式会社に委託しておりまして、配置人数は 7 人で運営しているところであります。

それから、やはり一度買ってしまいますと 15 年ごとに更新していかなければならないということで、購入時期がどうしても近くなってしまうのはなかなかすぐには是正できないかと考えているところであります。

それから、消防体制につきましては、当然地元の花巻市消防本部とも申し合わせをして取り組んでいるところであります。

○木村幸弘委員 いずれ 7 人で委託業務をされているということですから、万が一の航空事故等で出勤が求められる場合は、必然的にこの 3 台の化学消防自動車は花巻市消防本部等もあわせて人員を確保しながら連携をとって行わなければならないということになるのだと思いますので、そういった点は十分に花巻市消防本部との連携も図りながら、あるいはさまざまな訓練等も当然行われているでしょうから、そういった体制をしっかりと確保していただくようお願いをして、終わりにします。

○神崎浩之委員 この化学消防自動車はナンバーがついていて道路も走れるのか。物理的なことや目的外使用などということもあと思いますけれども、例えば半導体工場も大きくなり、そういうときに行って協力できるのか。それから下取りなどはあるのか。また、この後更新車両はどこに行くのか、外国に持っていくのか、壊すのか。聞かれたことがあるのでお伺いします。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 まず、化学消防自動車ですけれども、ナンバーは取得しておりませんので、空港の敷地内しか運行できないということでありまして、いわゆる空港に特化した規格になっておりますので、一般的には公道を走るという想定では設計さ

れていないと伺っております。ですので、なかなか空港以外での活用というのは難しいのではないかと承知しているところであります。

それから、下取りであります。先ほど申し上げましたように、やはり空港だけで使われるというのが基本でありますので、なかなか 15 年たった化学消防自動車をはかの空港がまた下取りで購入するというのは想定されていないかと思えます。不要物品として払い下げる場合は、いわゆる一般的な鉄のスクラップとしての需要で業者が買い取ると想定しているものであります。

○**神崎浩之委員** もう一つ、特殊な大きい車両で私も乗ったことあるのですけれども、運転の資格などはあるのですか。

○**中嶋特命参事兼空港管理課長** 大変不勉強で正確なところは承知しておりませんが、ナンバーをとっていない、つまり自動車ではないということですので、そういった法律上の免許とはまた少し違うと思っているところであります。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**馬場河川課総括課長** 議案（その 2）の 51 ページをお開き願います。議案第 16 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の 10 ページをごらんください。初めに、1 の提案の趣旨ですが、令和 4 年 2 月 7 日に条件付一般競争入札の公告を行った 1 級河川安比川筋門崎地区河川改良（その 2）工事において、職員が総合評価落札方式に係る技術提案の審査を誤り、本来の落札者ではない者と契約を締結し、その後に解除したことにより損害を与えたことから、損害賠償請求事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めるため、議会の議決を求め

ようとするものです。

次に、2の損害賠償の額及び3の和解の内容ですが、契約手続に要した費用として6万9,910円を賠償し、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない等を和解の内容としようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 そもそもこの工事は幾らくらいの金額だったのか。また、それに対する損害賠償の額はどのように算定するのか。

それから、技術提案の審査の誤りというのは、具体的にどのような内容だったのかお伺いしたいと思います。

○馬場河川課総括課長 まず初めに工事の金額についてでありますけれども、契約額は1億5,900万円余りであります。

賠償金額の請求の内容についてですが、二つありまして、一つは契約書の収入印紙に要したものが6万円分であります。また、契約保証を行っておりまして、そちらについては契約解除のため解約していただきましたが、9割が返還され1割の9,910円は契約手数料として返ってこないということがありまして、それを合わせて6万9,910円を賠償の額としようとするものであります。

また、審査の誤りについて具体的に申し上げます。今回の工事は、総合評価落札方式としており、総合評価落札方式におきましては、40歳未満の若手技術者の育成対策といたしまして、配置予定技術者にそういった若手の方を配置する場合には、経験豊富な専任補助者を配置できるとなっております。総合評価落札方式の場合には、そういった専任補助者を配置した場合には、その方の技術評価を加点できるというルールとなっております。今回受注者は若手技術者を配置したわけではなかったのですが、専任補助者を配置するという計画を立てておりました。我々は、若手技術者が配置されたわけではないので、専任補助者の加点をすることはできなかったわけですが、その加点をしてしまったという誤りをしてしまったということになります。

○神崎浩之委員 この事案は内部で発覚したのか、それとも相手方からか。

それから、契約金額に対して補償額がこの程度でいいのかというのはあるのですけれども、県で業者と打ち合わせをしてこの決定をしたのか。

○馬場河川課総括課長 誤りが発覚したのは、内部で確認をしておりまして、技術者の配置の届け出を改めて確認した結果わかったというものであります。

また、賠償額につきましては、今回の工事は契約したばかりでして、受注者で資材を調べたなど現地でお金を動かしたということがありませんでしたので、契約手続に要した費用だけとなったものでありまして、受注者からの申し出を受けまして、それを我々も確認してこのような賠償額になったところになります。

○神崎浩之委員 それでは、本来落札すべき業者に移行したということによろしいので

しょうか。

○馬場河川課総括課長 こちらの件につきましては、入札、それから契約をしてから契約解除まで1カ月ほど経過しております。ほかの業者も配置予定技術者の方々をなかなか確保できないということが考えられますので、改めて再度入札をかけておまして、先月落札が決定、それから契約に至ったところであります。

○神崎浩之委員 工事が進んでいたら大変だということで、まず早めにわかってよかったということですよ。

私もこの総合評価落札方式を推進しているのです。低入札のような価格だけではなくて、地域要件も含めてさまざまな観点から業者を決めてほしいという話をどんどん、どんどん推進していたのですけれども、当局は事務的なものは非常に大変だと思っておりますが、今回のことを教訓にいい勉強にさせていただいて、今回は内部ですぐに点検して再スタートが早かったのだということですので、今後このようなことがないようによろしくお願ひします。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準について発言を求められておりますので、これを許します。

○菅原建設技術振興課総括課長 令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準について、お手元のA3判の配付資料により説明いたします。

上段に記載のとおり、県が発注する工事の入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査基準に係る審査を受け、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていることが必要であり、今回の基準は、令和5年6月1日から2年間有効となる名簿の作成に当たり、令和5年2月の資格審査時に適用するものです。

資格審査では、左のⅠ、申請要件を満たした者について、その右に青で示した経営事項評価点数と技術等評価点数を加えた同じくⅡ、総合点数や、Ⅲ、合併等特例措置による加点、さらにはⅣ、技術者数要件等の基準により評価を行い、その結果をもとにⅤ、発注標

準金額に示す業種別、格付ごとの入札参加資格者名簿を作成するものです。

右下に、参考として現行の令和3・4年度等級別区分基準点数を示しております。

今回は、Ⅱ、総合点数の基準におきまして、赤字で示した部分について現行の審査基準からの見直しを行っております。まず、全国一律の評価であります青表示の1、経営事項評価点数の審査項目中、(5)社会性等において、知識及び技術または技能向上に関する取り組みの状況に係る項目の追加に伴いまして、技術者のCPD取得状況や技能者の建設業キャリアアップシステムの導入状況等が点数の計算要素に含まれましたことにより、経営事項評価点数の最高点数が2,143点から2,158点になるものです。

次に、県独自の評価であります青表示の2、技術等評価点数の(4)、法令遵守の③、コンプライアンスの取り組みについて、従来は取り組みを実施した場合に20点の加点としておりましたが、この取り組みが浸透していること、またどの企業においても実施すべき取り組みであることから、取り組みを実施していない場合に20点の減点とするとともに、対象を県外企業へも広げるものです。

これにより、技術等評価点数の最高点数が728点から708点となり、前述の経営事項審査の点数と合わせた総合点数の最高点数が現行の2,871点から2,866点に変更となるものです。

なお、今回の見直しは、関係団体からの意見聴取等を踏まえた上で、この5月に副知事を委員長とする建設委員会に諮り、決定したものです。

以上で説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○軽石義則委員 業界の意見を反映した基準ということではありますが、今の令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準も含めて、毎年各業界団体から県に対して要望等が出されていると承知しておりますけれども、毎年出ているものもあれば、その年によって出てくるものもあると思いますが、まずは現在の要望状況について、どのような特徴点を持っているのかも含めてお示ししたいと思います。

○川村特命参事兼企画課長 当部におきましては、各団体からの求めに応じる形で、年度を通じて要望に対応しております。昨年度、令和3年度に要望のあった業界団体でありますけれども、一般社団法人岩手県建設業協会や岩手県建設関連業団体連合会など、全部で14団体から要望を受けているところであります。

また、要望の中でこういったものがあるかというお尋ねでありましたけれども、要望する団体によってその内容はさまざまです。主なものといたしまして、公共事業予算の確保や建設現場における週休2日制などの働き方改革、ICT技術の活用などの生産性向上、入札制度などに関する要望が多く見られると認識しております。

○軽石義則委員 予算、働き方改革、入札制度、毎年出されていると思いますし、やはり団体それぞれ特徴や業態もあると思いますので、その中から取りまとめてそれぞれ回答をしていると思うのですが、それらの要望に対しどういう対応をされているのかお

聞きします。

○川村特命参事兼企画課長 業界団体からの要望への対応状況についてでありますけれども、要望に対する県政への反映状況につきましては、AからDまでの四つに区分しております。要望の趣旨に沿って措置したものをA、実現に向けて努力しているものをB、当面は実現できないものをC、実現が極めて困難なものをDと区分しております。これらの反映状況の区分を要望のあった団体に対しまして、県の取り組み状況とあわせて回答しているところであります。

令和3年度にありました要望に対する県政の反映状況を見ますと、AまたはBに区分しているものが7割となっております。

○軽石義則委員 A、Bが7割ということで対応はしていただいているということですが、毎年繰り返し要望されている事項もあると思いますし、きょうの令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準もその声を反映したということですが、納得されないとところも多くあるのではないかと思います。そのようなことについてはないのでしょうか。

○川村特命参事兼企画課長 反映区分がCやDになっているものの中には、毎年同じような御要望をいただいているものも含まれていると考えております。

Cとなっているものについて見ますと、軽石義則委員から先ほどお話がありましたとおり、入札制度に関するものなど、国や他県の動向を注視して対応する必要があると捉えているもの、なかなかすぐには対応できない、判断できないというものがあると受けとめております。

また、反映区分Dとなっているもの、これは例外的にごく少数ではありますが、これらは例えば民間取引によって決まる販売価格など、なかなか県が関与するところが難しいといったものが含まれております。

○軽石義則委員 県と契約の中で解決できる問題であれば当然解決していると思いますし、これらについても対応していただいているとは思いますが、これからの建設業界は事業を継続するのも大変な厳しい状況になってきているのではないかと思います。昨日の本会議でも質疑が交わされておりましたが、そのような部分でやはり事業継続に一生懸命やってはいただいているけれども、このままの見通しでは難しいという状況もあるのではないかと思います。その部分についてはどうなのでしょう。

○菅原建設技術振興課総括課長 確かに軽石義則委員御指摘のとおり、今建設業界を取り巻く状況が厳しくなっているという中でそういう要望をいただき、またそれに対しては先ほど申し上げたような反映状況で回答しているのですが、より具体的に、幾らかでも前進ができないものかというツールの一つとしては、我々は毎年地域懇談会というものも開いております。その中で、より各論といいますか、地域ごとの事情というのでも十分に聞きながら、その中でできるものについてはさらに考えようという姿勢では臨んでおります。それがCがすぐにB、Aになるかということとはまた別の問題ですが、そのよう

な姿勢で今取り組んでいるところであります。

○軽石義則委員 きのう田中県土整備部長も答弁しておりましたけれども、地域にも出向いて、業界団体のみならず各支部も含めて地域の事情をそれぞれ聞いていただいていることは非常にいいことだと思いますし、引き続き取り組んでいただきたいと思います。業界団体ごとにいろいろ地域別の課題があると思います。

こういう要望が出ていて、こういう対応をして、現状こうなっているというものも、できれば私たちにもわかるように資料として示していただくと、我々としても取り組んだ経過がより目に見えますし、それを県民に対しても事業者の皆さんに対してもお互いに説明できるのだと思うのですけれども、その部分についてはどうでしょうか。

○川村特命参事兼企画課長 各団体からいただいた要望につきましては、原則相手方には後日文書で回答しております。また、先ほど申し上げました反映区分や取り組み状況などの回答状況については、県のホームページでも公表させていただいております。物によっては、例えば要望をいただいて回答したときには、その時点ではこういった状況だったけれども、予算編成などを通じて例えば前進したというものも中にはありますので、そういった年度末に状況が変わったものについてはその状況に応じてホームページを更新するといった形で、相手方にもそういうものがありますということをお伝えした上で回答しております。

○軽石義則委員 ホームページを私が見ていないだけだったらいいのですけれども、やはり協議経過など具体的なところがわかればより対応の仕方もあると思いますし、そういう部分を私は知りたいと言っているのも、結果が公表されているのは当然わかっていますけれども、なぜその結果になったかという経過がやはり大事だと思いますし、その経過を共有していないと、違う方向に行ってお互いにまた行き違いが出てきては大変ではないかという思いがあって今お聞きしたところですので、ぜひその部分をもう少しわかりやすいようにお願いしたい。業界にも答えが行っているのはきちんと聞いています。ただ、結果しか来ていないような話もいただいていますので、その結果に至るまでやはりお互い努力しているところがあると思うのです。できないものはできないと言うのは当然なのですが、なぜできないか、その努力した経過がしっかり伝わっていないこともあるのではないかとこの部分があり、それはどうかと思ってお聞きしているのも、ぜひもう少しわかりやすいといいますか、伝わるように、お互い意思疎通されているとは思いますが、やはり発注者と受注者となると当然立場が違いますので、言った、聞いたの世界で終わってしまうかもしれませんし、歩み寄るポイントがどこにあるのかということがあるのだとすれば、そういう経過がわかることが私は必要ではないかなと思います。時代が変わって次の世代になってきたときに、過去にこういうことがあって今こうなっているというのを伝えていくことも大事ではないかという思いでお聞きしたところでもありますので、ぜひ引き続きその対応をしていただければと思いますし、業界が厳しいというのはまさにそのとおりだと思います。予算規模を見てもそういう状況であると思いますが、この令和5・

6年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準の中に技術者数の要件というのにも入っていますが、今この技術者を確保すること自体、民間ですら非常に難しいのではないかと思います。日本経済新聞によりますと、土木職員がゼロの自治体があると新聞にも載っているようですけれども、これも一種の業界団体の支援だと思いますが、今岩手県としては技術者を養成するための支援はどのような取り組みをされているのでしょうか。

○菅原建設技術振興課総括課長 技術者と業界団体の支援についてということで、技術者を含めまして人材育成は軽石義則委員御指摘のとおり不可欠な話だと思っております。

具体には、岩手県建設協会内に設置されている経営支援センターと連携しまして、経営革新等への取り組み支援のための経営革新講座やICT建設機械等のオペレーターの育成のためのICT活用技術の講習会等を開催するなどしまして、技術力の向上につながる人材育成への支援を図っているところであります。

今後も引き続き地域の建設企業が将来にわたって建設業の担い手となれるように、ニーズに応じた講座や講習会の開催など、企業の人材育成あるいは技術力の向上へ支援をしてみたいと思っております。

○軽石義則委員 いろいろな形で支援をしていただいているということもわかりました。あとは、業界団体も高校生に現場に来ていただいて、実際にその現場を見て体験してもらうといった取り組みもしているようですし、資機材を提供して試験の実技訓練など含めての応援もそれぞれの業界でもやっているようですので、この入札参加令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準の中でそういう努力した部分はどのように反映されているのですか。

○菅原建設技術振興課総括課長 お手元のA3判の資料を引用いたしますと、Ⅱ、総合点数に、1の経営事項評価点数という、これは全国一律の評価なのですが、その中に例えば(4)、技術力ということで技術職員数や、あるいは(5)の社会性等のところでは技能向上に関する取り組みの状況等ということで、今回新たにふやされた要素もあるのですが、そういう中において各者の努力が反映される形になっております。

それから、県の独自の評価であります2の技術等評価点数の社会貢献の③の地域貢献活動等という中におきまして、先ほど言った建設企業が地域のイベントに参加するなどといったことについてはこちらで反映される形になっております。

○軽石義則委員 イベントや消防団の雇用も入れていただいて非常にいいと思うのですが、災害のときは多分消防団で現場に出るよりは復旧作業で出るほうが多いのではないかと思いますけれども、そういう日ごろの貢献もきちんと反映しているのだということですね。だとすれば、さらにそれぞれでどのような努力をしているのかというのをもう少し拾い集めて、努力評価がそういうところに結びつくようなものもポイントとして入れていただけないかという声は私も聞いておりますので、決まってしまうとこれから2年間これが全てルールとなるわけですが、世の中が変われば状況も変わってくるはずなので、そういうときにきちっとルール、条件も時代に合わせていくこと、変えてはな

らないものは変えてはいけませんけれども、変えるべきものはしっかり変えていくことも大事なので、決まりだからこれで2年間を全部通すではなくて、状況が変化した場合ルール変更もあっていいのではないかと思うのですけれども、その点はどうか。

○菅原建設技術振興課総括課長 軽石義則委員御指摘のとおり、先ほど申し上げた地域懇談会の中でも、いろいろ業界団体の中ではこれに付け加えてこの地域ではこれをやっているからなどという御意見もいただいているところです。それはそれとして、我々もそれをいかに反映できるかというのは検討しているという一方で、あとは全県的に公平公正にその要件も考えていかなければならないということなので、その辺も考慮しながら更新はしているということが1点です。

それで、実はこの技術等評価、特に県独自の評価というのは、他県に比べればやや高く、その分項目も多いというのが現状でありまして、今までいろいろ寄せられた御意見でできれば反映しているものを蓄積した結果、これくらいまでになったというのも背景としてありますので、例えば今の時代に合わないものを落としながら、それに代わるもの等という視点で今後とも検討してまいります。

○軽石義則委員 災害も毎年のように発生しておりますし、いざ発生した際には地域に現場をしっかりと直してもらえる方々がいるかないかでは大きく違って来るわけですので、距離が遠ければ遠いなりにいろいろ時間がかかったり、経費がかかったりもすると思いますので、現地は現地でできるような体制づくりというのも大事だと思います。そういうところも加味していただいているとお聞きしましたので、引き続き取り組んでいただくことをお願いして、終わります。

○岩崎友一委員 御説明いただきました令和5・6年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準の関係で、技術等評価点数の(3)、経営意欲の②の新卒者の継続雇用についてですけれども、先ほど来話に出ていますとおり、県内の建設業協会の各支部と地域懇談会をやっていることは私も聞いています。今確かに復興需要も終わって、沿岸部は総じてそうですけれども内陸部も工事は減っています。そういった中にありながらも、やはり後継者を育てるために、高校や産業技術短期大学を卒業した生徒を採用しようとして頑張っている事業者が結構いるのですが、見つけたくても見つけられないとのこと。そして、やはり県内の高校の状況を見れば、工業高校があっても土木学科や建築学科がない地域もあり、なかなか採用したくても採用できないといった困った現状があるのは当然理解されているかと思うのですが、その辺は県としていかがですか。

○菅原建設技術振興課総括課長 岩崎友一委員御指摘のとおり、我々も先ほど来申し上げている地域懇談会を回って歩けば、特に沿岸部などにおいて雇用したくてもできないという現状を聞くときもあります。それに関しては、広域振興局等でも取り組みをしているところもありますし、そういうものも総合的に受け取りながら、今回技術等評価点数に反映できるかどうかというのは、今回これを残しても可能であるという判断に至ったわけで

ありますけれども、具体的に新卒者の継続雇用をするために県がやるべきこと、そして業界がやるべきことについては、連携しながら今後も継続して取り組んでいきたいと思えます。

○岩崎友一委員 私が言いたいのは、採用したくてもなかなか採用できないということです。やはり背景には、例えば工業高校の学科の問題であったり、そういった地域性はやはりあるわけです。これは県営建設工事なので全県同じ基準で評価されると思うのですが、地理的優位性と不利性というものがこの新卒者の継続雇用というものにはあると思うのです。私も県の協会や地元の釜石支部などいろいろな意見交換をしますけれども、はっきり言えば、やはり土木をやりたいけれども地元がないから例えば盛岡市や北上市に行くといったことになるではないですか。そうすると卒業後はどうしても事前に唾をつけられて、内陸の業者に引っ張られる。そういった部分での苦悩の声もかなり聞かれるわけですので、先ほど来申しているように、全県一律これでやったら高校の配置等々も考えるとなかなか公平なものではないと思うのですが、この辺はいかがですか。

○菅原建設技術振興課総括課長 例えば沿岸部と内陸部で工業高校に何人入っているかなどという詳細なデータは手元にはないのですが、ほかの地域の学校に入って、あるいは東京都に行った人たちがUターンして帰ってきたものも当然含まれますし、その辺の事情も全体的に勘案しながら考えていかなければならない課題と認識しております。地域懇談会等でももう少しその現状を把握しながら、今後の方向性についてはまた必要に応じて検討してまいりたいと思えます。

○岩崎友一委員 ぜひよろしくお願ひします。県内一律であれば、地域性もそれぞれあるというのは皆さんわかっていらっしゃると思えますので、そういう現場の声をしっかり反映した上で、次の2年後につくる際にはそういった各地域の実情も反映してほしいと思えます。

○工藤勝博委員 私からは、道路整備に関して2点お聞きしたいと思えます。

まず、1点目ですけれども、国道282号の竜ヶ森のスノーシェルターに関してですけれども、これは岩手土木センターからも資料をいただいていたけれども、令和元年度の法定点検において早期に措置をしなければならないということで、今年度、既に1工区、2工区は契約済みということで、実際に工事が始まっていると思えますが、このシェルターの具体的な補修の内容をまずお聞きしたいと思えます。

○菅原道路環境課総括課長 竜ヶ森のスノーシェルターの補修工事の内容でありますけれども、先ほど工藤勝博委員からお話がありましたとおり、竜ヶ森のスノーシェルターにつきましては建設年次によりまして三つの区分に分かれておりまして、先ほど工藤勝博委員から話されました2工区、1工区と2工区に分かれておりますが、これにつきましては昭和48年に建設された約379メートル区間と、昭和62年に建設の199メートル区間を合わせて工事を発注しているところであります。

修繕の内容でありますけれども、基本的にはスノーシェルターの鋼材、いわゆる鉄で

きておりますが、その縛り、いわゆる骨組みであります。骨組みの部分のさびと劣化している部分の補修、それから下にあるコンクリートの基礎と縛りをつなぎ、いわゆる上からの荷重を支える支承という部分が非常に劣化しております、これらを補修するという工事が主な内容になっております。

○工藤勝博委員 スノーシェルターですから、構造的に雪、雪害から交通を守るということだろうと思えますけれども、当然冬期間になると相当量の融雪剤が散布されて、確かに経年劣化などの関係で鋼材は劣化すると思うのですけれども、私も地元ですからしょっちゅう通るのですが、シェルターそのものの構造が、一つは冬期間でなくても夏でも暗い。そしてまた、この距離の中でもアップダウンが結構ある。そしてまた線形もよくない。特に冬期間になると、中で凍結して結構危険な状況にもなります。何度となく事故も発生していますし、それらも含めて考えられるのは、やはり根本的に直していただかないとこれはいろいろな部分で解決できないと思っています。特にこれから自転車や歩行者も当然通ると思うのですけれども、路側帯もないし、大変危険な状況の中でスノーシェルターがあると思っていました。その辺の考えはいかがなのでしょう。

○菅原道路環境課総括課長 今工藤勝博委員から、スノーシェルター内は夏場でも暗いのだというお話いただきました。これは、スノーシェルターの屋根材等も劣化しておりますので、そういった部分でも暗くなっているかということだと思います。私ども道路管理者といたしましては、道路照明灯により対応するようにしているという状況もあります。

カーブ区間につきましては、道路利用者に早めに示しているということで、注意標識あるいは警戒標識の整備もしているところであります。

冬場の路面凍結対策でありますけれども、これも工藤勝博委員からお話ありましたとおり、冬期用の融雪剤を散布しておりますし、路面には溝を掘りまして水が排水しやすい対策等も行っているということでありまして、今回のスノーシェルターの補修、修繕工事とあわせまして、そういった路面につきましてもこの事業でもって対応していく予定にしているところであります。

○工藤勝博委員 昭和 48 年と言いましたよね、それこそもう 50 年近くたっていて古いと思うのですけれども、根本的に古いほうは幅も狭いしカーブがあるということで、余計に危険だとは思っています。そしてまた、これから安比高原は交流人口が相当ふえることが想定されます。最初あのシェルターに入った人は、まず当然びっくりしてブレーキを踏む。そうすると、特に冬期間などはスリップ事故の原因にもなります。それらも考慮しながら、せつかくの何十年に 1 回の補修ですので何とかいい工夫をして、2 工区はもう契約が既に終わっているということですのでけれども、令和 4 年度から 5 年度にかけての 3 工区に関しては、その辺も十分配慮して、この先長年もつ工事にさせていただければと思いますけれども、いかがですか。

○菅原道路環境課総括課長 今工藤勝博委員からお話いただきましたそういった部分をしっかり受けとめさせていただきまして、今年度から来年に向けて進めますこれらの修

繕工事で対応できる部分についてはしっかり対応してまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員** ことしの8月にはハロウインターナショナルスクール安比ジャパンも開校します。外国人も相当来ると思うので、やはりそれに見合った標識、表示もしてしていただかなければならないと思いますので、ぜひその辺も含めてお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、去年の6月に県では新たな広域道路の交通ビジョンを策定して、従来北岩手・北三陸横断の高規格道路の整備促進ということで、盛岡市以北の市町村が一丸となって期成同盟会をつくっております。その構想路線を発表した後にどのような進展があるのかまずお聞きしたいと思います。

○**照井技術参事兼道路建設課総括課長** 昨年の6月に策定いたしました岩手県新広域道路交通計画は、おおむね20年から30年間の中長期的な視点で必要となる道路ネットワークの検討を行ったものでありまして、その中で（仮称）久慈内陸道路を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線として位置づけたところであります。この計画を踏まえまして、国道281号については将来的な高規格化を見据えた規格に、必要性の高い区間から順次整備を進めているところであります。また、（仮称）久慈内陸道路につきましては、全国的な高規格道路ネットワークにおける必要性の検討とあわせまして、久慈市・盛岡市間の大まかなルートや道路構造等の調査に着手したところであります。

今後とも国道281号を規格の高い道路として着実に整備を進めるとともに、（仮称）久慈内陸道路の調査の熟度を高めてまいります。

○**工藤勝博委員** 国道281号の改良については、毎年北岩手・北三陸横断道路整備促進期成同盟会があつて、東北地方整備局などにも要望を出しながら進めていると思いますが、この構想道路の（仮称）久慈内陸道路の部分では、発表してから1年たつて実際どこまで進んでいるか。

○**照井技術参事兼道路建設課総括課長** 構想路線は高規格道路としての役割が期待されるものの起終点が決まっていないなど、個別路線の調査に着手していない路線であります。高規格道路として整備する妥当性、緊急性等の検討が必要と考えております。これとあわせまして、久慈市、盛岡市間の具体の起終点の位置や大まかなルート、道路構造等の調査も必要であり、現在検討を進めております。

また、早期の効果発現を図っていくため、国道281号の活用を検討する必要があると考えておりまして、国道281号の整備状況や急カーブ、急勾配など、通行上の支障となる箇所や防災上の危険箇所など、現道の課題などについても調査を進めているところであります。

○**工藤勝博委員** この北岩手・北三陸横断道路整備促進期成同盟会は、去年東北地方整備局にも要望を出しています。そして、先般6月28日ですか、国土交通省まで行って斉藤大臣に早期着手をしてほしいと要望しております。県北地域含めて、首長が一堂に会してそのような要望を実際やっていますけれども、県はどうなのかと逆に言われ、東北地方整備局にもそう言われています。期成同盟会が幾ら頑張っても県が一つの方向を示さない

となかなか前に進めないということだろうと思いますので、その辺も含めて今後の対応をお聞きしたいと思います。

○**照井技術参事兼道路建設課総括課長**（仮称）久慈内陸道路につきましては、全国的な高規格道路ネットワークの必要性や久慈市、盛岡市間の全体の大まかなルート、道路構造等の検討を進めている段階でありまして、調査の熟度を高めながら路線の重要性や整備の必要性について国と情報交換をしていきたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 当然県でもその実態は把握していると思うので、各自治体も何としても実現したい、させたいという思いで、今首長も一生懸命になっているわけです。それとあわせて、やはり県も一緒になってぜひ進めてほしいと思います。これが20年先のような話をされては、とてもではないがやっていられないという感じになると思うので、せめて数年内に少なくとも調査の段階まで進めてもらわないと前に進めないと思いますので、その辺ぜひとも力強くやってほしいと思います。

○**神崎浩之委員** 二つ通告しておりました。一つ目は、先ほど入札の説明であった件で、合併等特例措置についてであります。これについては、いろいろ課題が寄せられているとは思いますが、この合併等特例措置はいつまでやるのかということと、この特例に該当した会社はいつまでこの特例を受けられるのかという2点について伺います。その前に、前提として合併等特例措置の課題、要望についてどのように把握しているのかあわせてお願いします。

○**菅原建設技術振興課総括課長** 合併等特例措置についてですけれども、まずその課題等の認識ということです。この合併等特例措置につきましては、企業合併等の一般的な効果が得られることや、そしてまた下位等級や合併前の営業所があった地域の参加を認めることによりまして競争性が高まることを期待して、平成21年度にこの取扱要領を定めたという大前提があります。

その中で、やはり建設業地域懇談会等におきまして、業界団体からこの合併等特例措置を見直すよう強い要望があったところでもあります。これを受けて、県ではこの合併等特例措置の影響の調査、分析等をするとともに、国や他県等の合併特例措置と比較するなどしまして課題を整理、検討いたしました。

そして、入札参加機会の確保、先ほど申し上げました下位等級への参入とほかの地域への参入の2点が大きく入札参加機会の確保ということになりますけれども、そのうちの等級別区分に関する特例措置につきましては令和3年6月に廃止したところでもあります。課題と今の対応状況ということでありまして、この合併等特例措置はいつまでかということですが、要領も定めまして、これは時限的なものではありませんので、基本的には企業合併を促進するという位置づけからこれは続くという制度であります。

一方で、会社の有効期間はというお尋ねだと思いますけれども、今土木の関係でこの適用を受けているのは1件の会社でありますので、その会社について申し上げますと、この合併等特例措置の適用期間については、合併を行った日から起算して5年が経過する日が

属する名簿の有効期限までということになっております。具体には、令和5・6年度、先ほど申しあげました資格者名簿の有効期間であります令和7年5月31日まで適用されるようになっております。

○**神崎浩之委員** そもそも国がこれから仕事が少なくなるということで、合併して身を守るべきということで推進したと思うのですが、これがうまく使われるようであればいいのですけれども、逆に使われている場合が多くて非常に困っていました。ずっと課題とされていてやり取りはしていましたけれども、ついに本会議では沿岸部の議員からも話題が出されておりました。

やはり地元の企業を守っていかないと除雪や災害もあります。ここに一関土木センターの元所長がきょう3人来ておりますけれども、水害も多い、道路パトロールも多い、すぐに対応してもらわなければならない、そういう事案が今回の地震でもあったわけでありませう。そういうことも含めて、①はいいのだけれども、②の関係で地域を超えてというところでやはりいろいろなところに弊害が出ているわけなのですが、これについて今実は地元でも業績があまりよくない業者もありまして、どこと合併するのだろうといった、はらはらどきどきのような状況。同じ管内であればいいのだけれども、またこれが適用されてくると、ますます地元の事業者が困難な状況に遭遇していくという状況もあるようです。

合併するということはいいいのですけれども、合法的に地元の業者が守られない、そもそも県南地域は地方振興局が合併してすごく範囲が広がっているという声もあるわけですが、特にこの②の件について、それから仕事がない中地元の事業者を守るという意味を含めて、田中県土整備部長にこの辺りのことを聞いておきたいと思っております。

○**田中県土整備部長** 神崎浩之委員から御指摘がありましたとおり、やはり地域を守っているのは地域の建設業だと思っておりますので、やはり地域の建設業の方々がモチベーションを持っていろいろな維持や社会資本の整備に当たっていただくということは大事だと思っております。

そういう意味で、いろいろな制度の中でやっているわけですが、令和2年度には今のいわゆる合併特例を見直してほしいという各地域の建設業の団体から意見があつて令和3年6月に廃止したという答弁がありましたが、それ以降についてもまたやはり改善してほしいという意見があるようであれば、今月から今年度分の地域懇談会をまた始めますが、そういった部分についても丁寧に意見を聞いて、引き続きよりよい制度になるようにどうしていくかというのを考えていきたいと思っております。

○**神崎浩之委員** いずれ法的には問題はないのですけれども、その運用の仕方によって、そうでなくても除雪の業者もどんどん、どんどんなくなっているのです。今除雪の業者の名簿を見ても後継者がいないということで5年後はないな、3年後は大丈夫かということもあるので、ぜひともそういう観点からもこの制度について検証していただきたいと思っております。

それから、もう一つは国道107号のトンネル化の復旧道路の進捗状況についてお聞きし

たいと思います。調査や契約もあると思うのですが、もともと軟弱な地盤だということでもルートを取り方も難しいといった話も聞きますけれども、復旧、トンネル化、事業の事務的なスケジュール、進捗状況についてお聞かせいただきたい。

○戸来砂防災課総括課長 トンネル工事についてでありますけれども、2月に災害査定を受けましてトンネル化が決定したわけですが、その後詳細設計等も進めながら発注に向けて準備を進めてまいりました。今現在トンネル本体工事について入札手続を進めているところであります。また、そのほかの関連工事としまして、橋梁の下部工工事等2件の工事がありまして、現地で着手しているところであります。

○神崎浩之委員 具体的に調査と、入札業者が決定して工事がスタートするのはいつごろなのか。

○戸来砂防災課総括課長 トンネルに関する調査につきましては、主に両坑口の分のボーリング調査を行いまして、地質等、施工に当たっての確認をしています。

それから、具体的な入札等のスケジュールにつきましては、今回の本議会におきまして、ここの大石地区の災害復旧事業に係る債務負担行為の補正予算の御審議をいただいたところです。トンネル本体工事につきましては、当該補正予算の議決後に速やかに入札公告が行えるよう今作業を進めているところでありまして、できるだけ速やかに進めてまいりたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○中嶋特命参事兼空港管理課長 先ほどの神崎浩之委員の答弁につきまして訂正と補足があります。

化学消防自動車につきましては、ナンバーを取得していないと答弁させていただいたところであります。今回更新する車両は、確かにナンバーは取得しておりませんが、残り2台のうち1台につきましては、空港近接地域での航空機火災等に備えましてナンバーを取得しているということでもあります。おわびして訂正いたします。

○佐藤ケイ子委員長 それでは、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、8月2日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、岩手県汚水処理事業広域化・共同化計画（最終案）についてといたしたいと思います。

また、次々回、8月31日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務

の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、ものづくり人材の育成についてということで、グランドセイコースタジオ雫石の現地調査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については、当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の申し出を行うことにいたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項であります。当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月21日から22日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。